

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社Will Smart		コード	175A
提出日	2026/3/16	異動（予定）日	2026/3/25	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし
1	安達 俊彦	社外取締役	○													○		有
2	菊地 和博	社外取締役	○													○	新任	有
3	田中 裕幸	社外監査役	○													○		有
4	水澤 良	社外監査役	○													○		有
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		モビリティ業界及び企業経営のご経験から、業界理解、事業運営や企業経営、ガバナンスに関する知見を有しており、他の取締役を監督し、取締役会の意思決定の合理性を確保するための的確な助言・提言を得られるものと判断し選任しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しています。
2		財務省での豊富な実務経験に加え、退官後、直接会社経営に関与した経験はありませんが、地方銀行での監査役を務めた経験により、政策形成プロセス理解や行政との協働、さらに地域経済の実情の理解において高い知見を有していること、またコーポレートガバナンスの強化も期待されると判断し、選任しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しています。
3		弁護士としての豊富な業務経験と高度な専門性や公認会計士としての専門的な知識と幅広い経験を有していることから専門的見地を活かし、法律・会計両面から当社の業務執行体制を監査することができると判断し選任しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しています。
4		監査法人での実務経験に加え、公認会計士及び税理士としての専門的な知識と幅広い経験を有していることから専門的見地を活かし、当社の業務執行体制を監査することができると判断し選任しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しています。
5		

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。